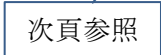


# 第3章 公表に係るバリアフリー情報の解説及び 推奨するピクトグラムの紹介

## 1 公表に係るバリアフリー情報の一覧

(1) 特定バリアフリー情報 (条例第37条第1項, 同条第2項, 規則第19条)	新築等施設	既存施設
	公表義務	努力義務

- ・ 施設の共用部や車椅子使用者用客室など、下表に示すバリアフリー情報（以下、「特定バリアフリー情報」といいます。）は、新築等施設にあつては全ての項目について公表する義務がありますので、必ず自社のホームページ等で公表してください。
- ・ それぞれの項目について、バリアフリー対応の有無を公表することを義務付けていますので、対応する設備等がない場合も必ずその旨を公表してください。
- ・ 既存施設においても、公表する努力義務がありますので、積極的に公表するよう努めてください。

項目	公表義務又は公表する努力義務がある情報	解説
共用便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車椅子使用者用便所の有無</li> <li>・ オストメイトを設置した便所の有無</li> <li>・ 車椅子使用者の利用に配慮した便所の有無</li> </ul>	p 1 3
共用浴室・シャワー室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車椅子使用者用浴室又はシャワー室の有無</li> </ul>	p 1 7
ホテル又は旅館の客室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車椅子使用者用客室の有無</li> <li>・ 京都市バリアフリー客室の有無</li> </ul>	p 1 8
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場の有無</li> <li>・ 車椅子使用者用駐車場の有無</li> </ul>	p 2 2
道等から利用居室等までの経路 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床面の段差の有無</li> <li>・ (床面に段差がある場合) スロープ又はエレベーターなどの段差解消対応の有無</li> <li>・ (階移動のための) エレベーターの有無</li> </ul>	p 2 3
案内設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案内設備の有無</li> <li>・ 案内所の有無</li> </ul>	p 2 8
子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授乳及び乳幼児のおむつの取替えをすることができる施設の有無</li> </ul>	p 3 0
代替措置 (条例による認定を受けている場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法や条例の基準の一部への適合が困難なことから、条例による緩和の認定を受けるため、当該認定を受けるに当たって講じた施設を安全かつ円滑に利用させるための代替措置</li> </ul>	p 3 2

**用語の解説****「利用居室等」(条例第2条第2項第8号)**

宿泊施設における「利用居室等」とは、以下の居室のことです。

- ① 不特定かつ多数の者が利用する居室・・・レストラン，宴会場，共用浴室など
- ② 主として高齢者，障害者等が利用する居室・・・車椅子使用者用客室など
- ③ 一般客室

**(2) 特定バリアフリー情報のほか，公表することが望ましい情報** (条例第37条第4項)

**新築等施設  
努力義務**
**既存施設  
努力義務**

特定バリアフリー情報以外の，一般客室に関するハード面の対応に関する情報や，備品の貸出し，人的介助などのソフト面の対応に関する情報も，施設を利用することができるかどうかを判断するために重要となりますので，以下に示す内容についても，積極的に公表していただきますようお願いいたします。

**ア ハード面の対応**

項目	公表することが望ましい情報	解説
共用便所	・手すり付き洋式便所の有無	p 1 6
道等から利用居室等までの経路	・主要な出入口の戸の構造及び有効幅 ・敷地内通路及び廊下の有効幅	p 2 6
一般客室	・客室数 ・代表的な間取りを表示した平面図の公表の有無 ・客室の出入口の有効幅 ・客室内の通路の有効幅 ・便所，浴室等の出入口の有効幅 ・浴室又はシャワー室における手すりの有無 ・腰掛便座における手すりの有無 ・客室内の段差の有無（水回り除く） ・客室内の浴室等水回りの段差の有無 ・客室内の段差解消のための措置の有無（仮設スロープの設置など） ・ベッド（寝具）の高さ（マットレス上面）	p 3 1

## イ ソフト面の対応

以下の項目について、対応している場合は公表してください。

項目	公表することが望ましい情報	解説
備品の貸出・ 設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内用の車椅子の貸出</li> <li>・ベビーカーの貸出</li> <li>・シャワーチェア（入浴用椅子）の貸出</li> <li>・シャワー用車椅子の貸出</li> <li>・浴室用滑り止めマットの貸出</li> <li>・据え置き型スロープ（工事を伴わないもの）の利用</li> <li>・据え置き型手すり（工事を伴わないもの）の利用</li> <li>・室内信号装置（来客，非常時等のお知らせ用）の貸出</li> <li>・文字対応テレビ及び文字表示ボタン付きリモコンの貸出又は設置</li> <li>・ファクシミリの貸出又は設置</li> </ul>	p 33
コミュニケーションサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予約時及び宿泊時の電子メールによる対応</li> <li>・予約時及び宿泊時のファックスによる対応</li> <li>・筆談による対応</li> <li>・手話による対応</li> <li>・多言語による対応及び対応可能な言語の種別</li> </ul>	p 38
案内等のサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフによる案内設備から客室内部までの人的誘導</li> <li>・映像による施設の利用案内</li> <li>・非常時の館内及び客室内への音声放送</li> <li>・館内及び客室内におけるフラッシュライト等の火災警報装置（光警報装置）の設置</li> </ul>	p 39
その他のサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族や介助者と利用できる貸切風呂</li> <li>・個室での食事の提供対応</li> <li>・円滑な往診等の対応が可能な医療施設との連携</li> <li>・運営会社内の年1回以上のバリアフリーに関する社員研修の実施</li> <li>・介護タクシーの呼び出し対応</li> <li>・補助犬（盲導犬，介助犬，聴導犬）の受け入れ体制の充実に向けた取組</li> </ul> <p>～以下の項目等については、届出書に記載する際は「その他」欄を使用してください～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギー等に関する事前相談の対応可否・ルビ振りやイラストの入ったパンフレットによる利用案内など</li> </ul>	p 40

## ウ その他の施設情報

上記の他にも、国・地方公共団体や宿泊施設団体等からバリアフリー関連の認定施設として認められている場合や、文化・景観、歴史関連施設の認定を受けている施設等の場合は、積極的にその旨を公表してください。

分野	公表することが望ましい情報	解説
バリアフリー 関連	<ul style="list-style-type: none"><li>・みやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク交付建築物（京都市）</li><li>・心のバリアフリー認定施設（観光庁）</li><li>・シルバースター登録制度の登録施設（京都府旅館ホテル生活衛生同業組合）</li><li>・京都ユニバーサル観光ナビ掲載施設（京都市）</li></ul>	p 4 2
文化・景観・ 歴史関連	<ul style="list-style-type: none"><li>・有形文化財（国，京都府又は京都市による指定・登録）</li><li>・伝統的建造物群保存地区内の建築物</li><li>・景観重要建造物</li><li>・歴史的風致形成建造物</li><li>・歴史的意匠建造物</li></ul>	p 4 3

# 項目ごとの解説の見方

## (1) 共用便所

### 【公表事項】

#### ① 車椅子使用者用便房の有無 特定バリアフリー情報

・「特定バリアフリー情報」の記載がある場合

新築等施設においては公表義務が、既存施設においては公表の努力義務があります。

・上記の記載がない場合、新築等施設、既存施設のいずれについても努力義務となりますが、利用者への情報提供のため、公表に御協力ください。

備を設けた便房の有無 特定バリアフリー情報  
 に配慮した便房の有無 特定バリアフリー情報  
 房の有無 特定バリアフリー情報

するピクトサインをすべて表示してください。(p 15 参照)

の有無  
 第1号、条例第25条  
 2 4の項第1号)

**新築等施設**  
公表義務 既存施設  
努力義務

房の有無を記載してください。

項目	面積1,000㎡以上の 宿泊施設	延べ面積1,000㎡未満の 宿泊施設
1	床の仕上げ	滑りにくい仕上げであること
2	便座、手すり等	便座、手すり等が適切に設けられていること
3	「～の有無を記載してください。」	
4	としているものについては、バリア	
5	フリー対応がない場合もその旨を	
6	車椅子で円滑に	個別に協議したものを除き、
7	使用できる空間	直径150cm以上のスペー
	標識	当該便房が設けられている便
		当該便房があることを表示し

「～の有無を記載してください。」  
 としているものについては、バリア  
 フリー対応がない場合もその旨を  
 公表してください。

・京都市が推奨するピクトグラムを紹  
 介しています。自社のホームページ等に  
 おける公表に当たって御活用ください。

・バリアフリー対応が「無」の場合も、  
 以下のとおり、ピクトグラムを灰色にし  
 て表示するなど、直観的にわかるように  
 公表してください。

### 推奨ピクトグラム



車椅子使用者用便房  
有



車椅子使用者用便房  
無

・車  
 当該  
 公表



対応あり  
 (青色表示)



対応なし  
 (灰色表示)

## 2 ハード面の対応

### (1) 共用便所

#### 【公表事項】

- ① 車椅子使用者用便房の有無 **特定バリアフリー情報**
- ② オストメイト対応設備を設けた便房の有無 **特定バリアフリー情報**
- ③ 車椅子使用者の利用に配慮した便房の有無 **特定バリアフリー情報**
- ④ 手すり付きの洋式便房の有無

**※便房については、該当するピクトグラムをすべて表示してください。(p16参照)**

#### 【公表事項の解説】

##### ① 車椅子使用者用便房の有無

(政令第14条第1項第1号、条例第25条  
第1項～第3項、別表2 4の項第1号)

新築等施設  
**公表義務**

既存施設  
**努力義務**

以下の基準に適合する便房の有無を確認し、推奨するピクトグラムを活用して公表してください。

施設規模		延べ面積1,000㎡以上の 宿泊施設 (A基準)	延べ面積1,000㎡未満の 宿泊施設 (B基準)
1	床の仕上げ	滑りにくい仕上げであること	
2	便座、手すり等	便座、手すり等が適切に設けられていること	
3	出入口の幅	有効85cm以上	有効80cm以上
4	出入口の構造	引き戸(やむを得ない場合は外開き戸)とし、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができるものであること	
5	便房の大きさ	幅又は奥行きが180cm以上 で、内のり面積が3.6㎡以上	—
6	車椅子で円滑に 使用できる空間	個別に協議したものを除き、車椅子が回転できる空間として、 直径150cm以上のスペースが確保されていること	
7	標識	当該便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、 当該便房があることを表示した標識を設けていること	

#### 推奨ピクトグラム



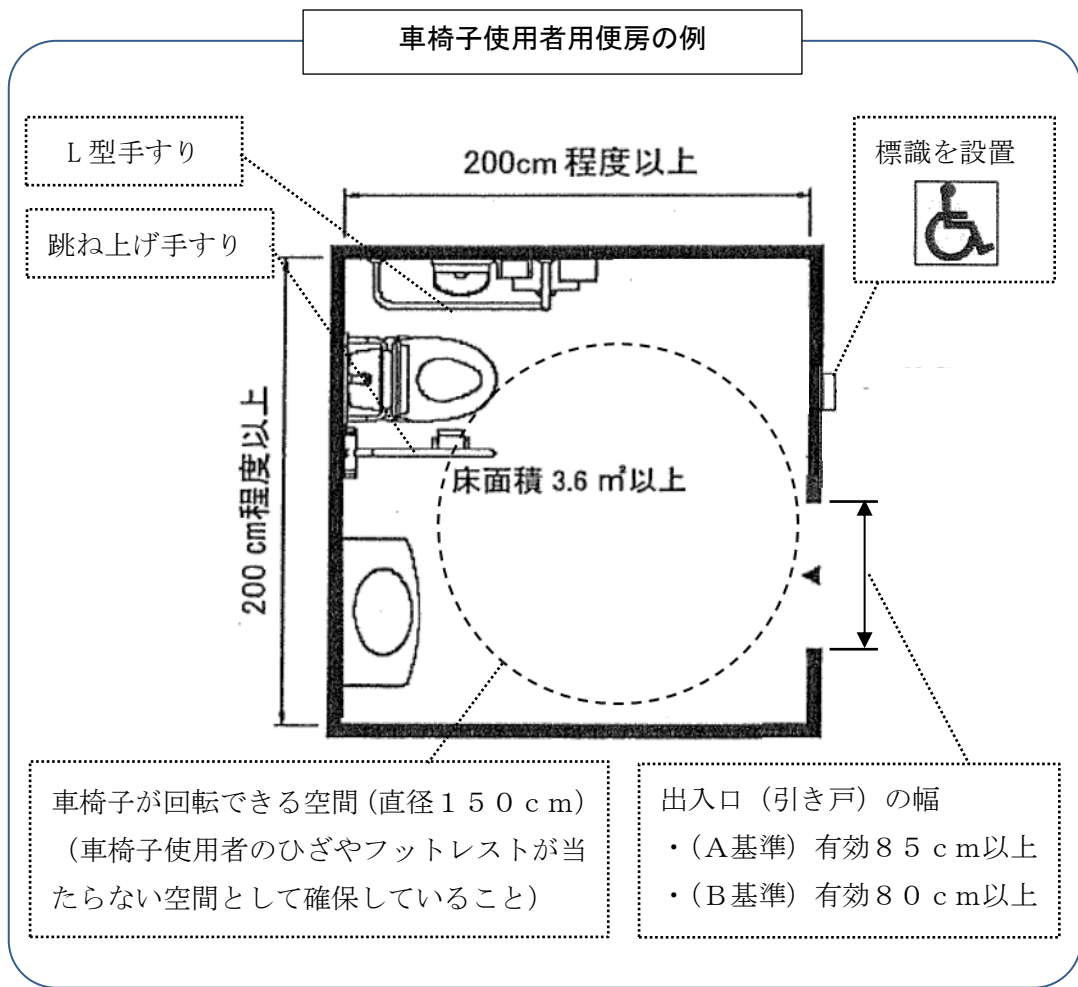
車椅子使用者用便房  
有



車椅子使用者用便房  
無

#### 公表に当たっての留意事項

- ・車椅子使用者用便房がある場合、当該便房の位置を示した配置図を公表することが望ましいです。



**② オストメイト対応設備を設けた便房の有無**

(政令第14条第1項第2号)

**新築等施設**

**公表義務**

**既存施設**

**努力義務**

オストメイト (人工肛門・人工膀胱を造設した人) が円滑に利用することができる構造の水栓器具 (汚物流し等) の有無を確認し、推奨するピクトグラムを活用して公表してください。

**推奨ピクトグラム**



オストメイト  
対応設備 有



オストメイト  
対応設備 無

**公表に当たっての留意事項**

・オストメイト対応設備を設けた便房がある場合、当該便房の位置を示した配置図を公表することが望ましいです。

③ 車椅子使用者の利用に配慮した便房の有無  
(条例別表2 4の項第8号)

新築等施設  
公表義務

既存施設  
努力義務

以下の基準に適合する便房の有無を確認し、推奨するピクトグラムを活用して公表してください。

施設規模		延べ面積1,000㎡未満の宿泊施設で、 車椅子使用者用便房を設けることが困難な施設
項目		
1	床の仕上げ	滑りにくい仕上げであること
2	便座、手すり等	便座、手すり等が適切に設けられていること
3	出入口の幅	有効80cm以上
4	出入口の構造	引き戸（やむを得ない場合は外開き戸）とし、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができるものであること
5	車椅子から移乗するための空間	車椅子から移乗するために必要な空間（80cm×120cm程度）が確保されていること

推奨ピクトグラム



車椅子使用者に  
配慮した便房 有

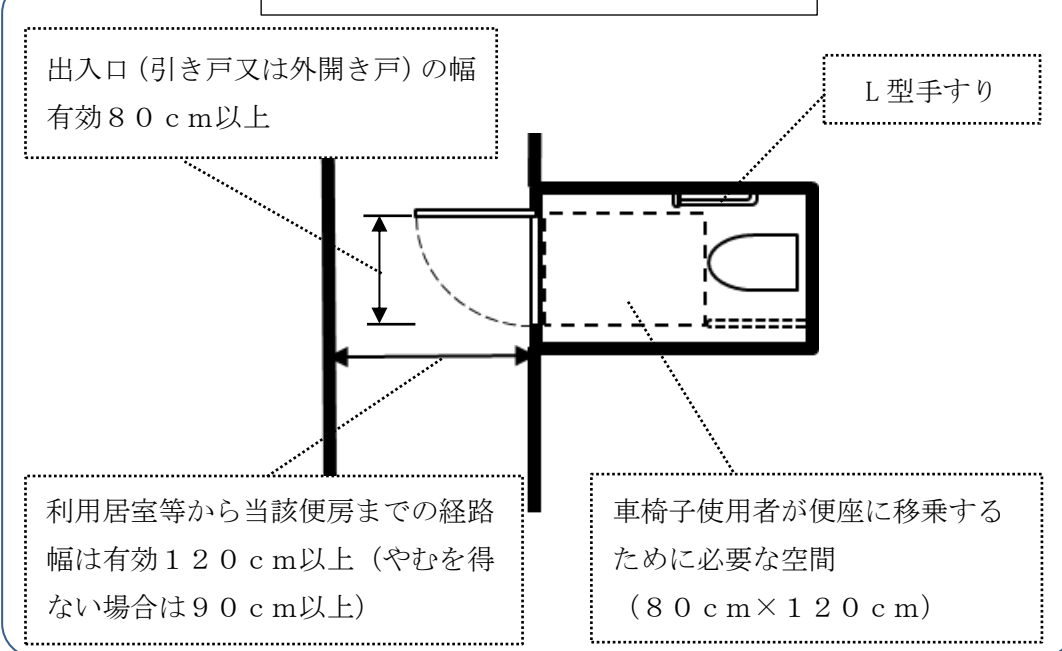


車椅子使用者に  
配慮した便房 無

公表に当たっての留意事項

・既存施設の場合、上表の基準に適合する便房があるかどうかのみを確認するのではなく、当該便房まで車椅子使用者が円滑に移動できる経路（下図及びp23～参照）が確保されているかも併せて確認し、円滑に利用できると判断した場合に「有」としてください。

車椅子使用者の利用に配慮した便房の例





④ 手すり付きの洋式便房の有無

新築等施設  
努力義務

既存施設  
努力義務

洋式便房内に手すりを設けているものの有無を確認し、推奨するピクトグラムを活用して公表してください。

推奨ピクトグラム



手すり付き便房  
有



手すり付き便房  
無

公表に当たっての留意事項

- ・高齢者、障害者等の利用に配慮した手すりの設置を行っている便房がある場合に「有」としてください。
- ・便座の横にL型の手すりが設けられているものが望ましいです。

【上記①～④の関係と公表の例】

上記①～④の関係は以下のとおりです。①は③、④を包含し、③は④を包含します。



1,000 m<sup>2</sup>以上の新築等施設の例 1

- ① 車椅子使用者用便房 【有】
- ② オストメイト対応設備 【有】



1,000 m<sup>2</sup>以上の新築等施設の例 2

- ① 車椅子使用者用便房 【有】
- ② オストメイト対応設備 【有】
- ③ (①以外の便房で) 車椅子使用者に配慮した便房 【有】
- ④ (①, ③以外の便房で) 手すり付き便房 【有】



①, ③, ④が別々で設けられている場合は、該当するピクトを並記してください。

1,000 m<sup>2</sup>未満の新築等施設の例

- ① 車椅子使用者用便房 【無】
- ② オストメイト対応設備 【有】
- ③ 車椅子使用者に配慮した便房 【有】



新築等施設で、設置の有無について公表を義務付けているものが設けられていない場合、灰色表示を行うなどして、「無い」ことを明確に示してください。

既存施設の例

- ① 車椅子使用者用便房 【無】
- ② オストメイト対応設備 【無】
- ③ 車椅子使用者に配慮した便房 【無】
- ④ 手すり付き便房 【有】



又は



既存施設は「無い」ことの公表を含め努力義務です。

(2) 共用浴室・シャワー室 (条例第26条, 条例別表2 5の項)

【公表事項】

車椅子使用者の利用に配慮した浴室又はシャワー室の有無 特定バリアフリー情報

【公表事項の解説】

車椅子使用者の利用に配慮した浴室又はシャワー室の有無

新築等施設  
公表義務

既存施設  
努力義務

以下の基準に適合する浴室又はシャワー室の有無を確認し、推奨するピクトグラムを活用して公表してください。

施設規模		延べ面積1,000㎡以上の宿泊施設	延べ面積1,000㎡未満の宿泊施設
1	床の仕上げ	滑りにくい仕上げであること	
2	シャワー, 浴槽, 手すり等	シャワー, 浴槽, 手すり等が適切に設けられていること	
3	浴室等の大きさ	車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること	
4	出入口の幅	有効85cm以上	有効80cm以上
5	出入口の構造	戸は自動的に開閉する構造又は容易に開閉できるもので, 前後に段差がないこと	

推奨ピクトグラム



車椅子使用者に配慮した浴室 有



車椅子使用者に配慮した浴室 無

公表に当たっての留意事項

- ・シャワーチェアや浴室用滑り止めマットの貸出しなど, ソフト面の対応も行っている場合, 併せて公表してください。(ソフト面の対応の詳細はp33~参照)

### (3) ホテル又は旅館の客室

#### 【公表事項】

- ① 車椅子利用者用客室の有無 **特定バリアフリー情報**
- ② 京都市バリアフリー客室の有無 **特定バリアフリー情報**

#### 【公表事項の解説】

##### ① 車椅子利用者用客室の有無

(政令第15条, 条例第27条第2項)

**新築等施設**  
**公表義務**

**既存施設**  
**努力義務**

以下の基準に適合する客室の有無を確認し、推奨するピクトグラムを活用して公表してください。また、基準については、次頁の客室例も参考にしてください。

施設規模		全ての宿泊施設
項目		
1	ベッド周辺の空間	<p>室内のベッドの半数以上（端数切り上げ）に対して次に掲げる空間を設けること ※2台以下の場合は全てのベッドが対象</p> <p>(1) ベッドの長辺に接する位置 車椅子使用者がベッドに移乗するために必要な空間（幅100cm以上の空間が基本）</p> <p>(2) ベッドに近接する位置 車椅子の転回に支障がない空間（直径150cm以上の空間が基本）</p>
2	便所	<p>・客室用基準の<u>車椅子利用者用便房</u>を設けていること。</p> <p>① 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること ② 十分な空間が確保されていること（直径150cm以上の空間が基本） ③ 出入口の幅は80cm以上であること ④ 戸は自動的に開閉する構造又は容易に開閉できるもので、前後に段差がないこと</p> <p>※他の全ての客室内に便所を設けず、かつ、当該客室がある階に共用の車椅子利用者用便房（p13参照）がある場合は免除</p>
3	浴室・シャワー室	<p>・客室用基準の<u>浴室等</u>を設けていること。</p> <p>① 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること ② 十分な空間が確保されていること（直径150cm以上の空間が基本） ③ 出入口の幅は80cm以上であること ④ 戸は自動的に開閉する構造又は容易に開閉できるもので、前後に段差がないこと</p> <p>※他の全ての客室内に浴室等を設けず、かつ、当該客室がある階に共用の「車椅子使用者の利用に配慮した浴室又はシャワー室」（p17参照）がある場合は免除</p>
4	客室の出入口から上記1・2・3までの経路	<p>(1) 経路の幅 有効100cm以上であること ※直進部分などで方向転換が必要ない箇所は80cm以上でも可</p> <p>(2) 経路上の出入口の幅 有効80cm以上であること</p>

### 推奨ピクトグラム



車椅子使用者用客室  
有

- (シングル ●室)
- (ツイン ●室)
- (ダブル ●室)



車椅子使用者用客室  
無

### 公表に当たっての留意事項

- ・車椅子使用者用客室がある場合、室数も併せて公表してください。
- ・シングル、ツイン、ダブル等の室の種別が分かるよう記載してください。
- ・間取り図や客室内の写真なども積極的に公表してください。
- ・道等から各客室に至るまでの経路に関するバリアフリー対応も公表するように努めてください。(p 23～参照)

### 車椅子使用者用客室の例

#### 【ベッド周辺の空間①】

ベッド長辺の側面に車椅子使用者のベッドへの移乗スペース（幅100cm以上の空間を基本とする）を確保  
客室内のベッド数の1/2以上のベッドに適用（ベッド数が2以下の場合は全て適用）

#### 【ベッド周辺の空間②】

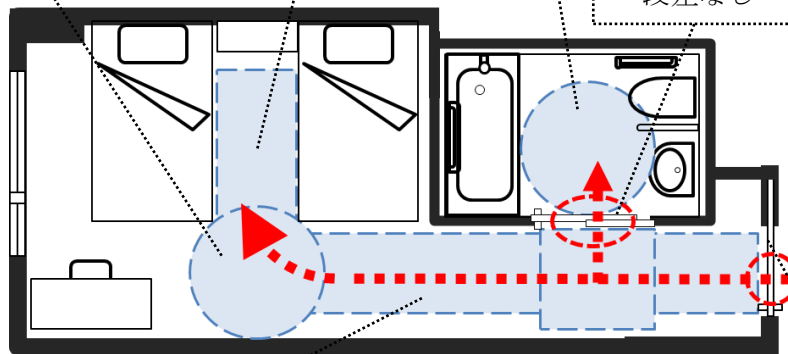
車椅子の転回スペース  
(例：直径150cm以上)

#### 【便所・浴室】

- ・車椅子使用者用便房を設けていること
- ・車椅子使用者用浴室等を設けていること

#### 【便所・浴室の出入口】

- ・幅80cm以上
- ・段差なし



#### 【客室内通路】

- ・幅100cm以上（直進部分などで方向転換が必要ない箇所は80cm以上）
- ・段差なし

#### 【建物出入口から客室出入口までの経路】

- 通路：幅130cm以上
- 出入口：幅80cm以上

② 京都市バリアフリー客室の有無

(条例第27条第1項, 条例別表2 6の項)

新築等施設

公表義務

既存施設

努力義務

以下の基準に適合する客室の有無を確認し、推奨するピクトグラムを活用して公表してください。また、基準については、次頁の客室例も参考にしてください。

施設規模		全ての宿泊施設
項目		
1	ベッド周辺の空間	室内のベッドの半数以上（端数切り上げ）に対して次に掲げる空間を設けること ※2台以下の場合は全てのベッドが対象 ア ベッドの長辺に接する位置 車椅子使用者がベッドに移乗するために必要な空間（幅100cm以上の空間が基本） イ ベッドに近接する位置 車椅子の方向を変更するために必要な空間（直径120cm以上の空間が基本）
2	便所 (客室内にある場合)	ア 腰掛便座及び手すりが適切に配置されていること イ 車椅子使用者が当該便所の便座に移乗するために必要な空間が確保されていること。 ウ 出入口 (ア) 幅は有効75cm以上であること (イ) 防水上必要な場合を除き、戸の前後に段差がないこと
3	浴室・シャワー室 (客室内にある場合)	ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること イ 浴槽がある場合、車椅子使用者が当該浴槽に寄り付くことができる空間が確保されていること。 ウ 浴槽がない場合、車椅子使用者がシャワーに寄り付くことができる空間が確保されていること。 エ 出入口 (ア) 幅は有効75cm以上であること (イ) 防水上必要な場合を除き、戸の前後に段差がないこと
4	客室の出入口から上記1・2・3までの経路	(1) 経路の幅 有効100cm以上であること ※直進部分などで方向転換が必要ない箇所は80cm以上でも可 (2) 経路上の出入口の幅 上記の便所、浴室等の出入口を除き、有効で80cm以上あること

推奨ピクトグラム



京都市バリアフリー客室 有  
(シングル ●室)  
(ツイン ●室)  
(ダブル ●室)



京都市バリアフリー客室 無

公表に当たっての留意事項

- ・京都市バリアフリー客室がある場合、室数も併せて公表してください。
- ・シングル、ツイン、ダブル等の室の種別が分かるよう記載してください。
- ・間取り図や客室内の写真なども積極的に公表してください。
- ・道等から各客室に至るまでの経路に関するバリアフリー対応も公表するように努めてください。(p23~参照)

## 京都市バリアフリー客室の例

### 【ベッド周辺の空間①】

ベッド長辺の側面に車椅子使用者のベッドへの移乗スペース（幅100cm以上の空間を基本とする）を確保  
客室内のベッド数の1/2以上のベッドに適用（ベッド数が2以下の場合は全て適用）

### 【ベッド周辺の空間②】

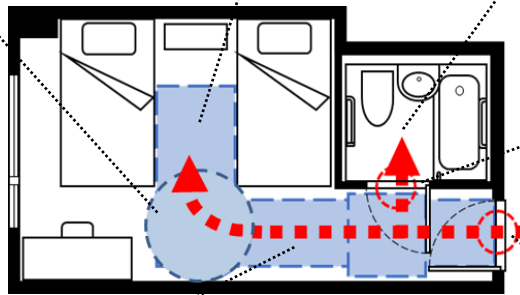
車椅子の方向転換スペース  
(例：直径120cm以上)

### 【便所・浴室】

・腰掛け便座及び手すりを適切に設置  
・便座、浴槽の横に車椅子が寄り付ける空間を確保

### 【便所・浴室の出入口】

・幅75cm以上  
・段差なし



### 【客室内通路】

・幅100cm以上（直進部分などで方向転換が必要ない箇所は80cm以上）  
・段差なし

### 【建物出入口から客室出入口までの経路】

通路：幅120cm以上  
出入口：幅80cm以上

## (4) 駐車場

### 【公表事項】

- ① 駐車場の有無 **特定バリアフリー情報**
- ② 車椅子利用者用駐車場の有無 **特定バリアフリー情報**

### 【公表事項の解説】

#### ① 駐車場の有無

新築等施設  
**公表義務**

既存施設  
**努力義務**

宿泊客が利用することができる駐車場の有無を記載してください。

#### 推奨ピクトグラム



駐車場 有  
(●●台)



駐車場 無

#### 公表に当たっての留意事項

- ・駐車場がある場合、駐車台数も記載してください。
- ・施設を利用する前に駐車場の位置が分かるよう、配置図を公表することが望ましいです。

#### ② 車椅子利用者用駐車場の有無

(政令第17条、条例別表2 8の項)

新築等施設  
**公表義務**

既存施設  
**努力義務**

以下の基準に適合する駐車場の有無を確認し、推奨するピクトグラム活用し公表してください。

施設規模		全ての宿泊施設
項目		
1	駐車場の幅	350cm以上であること
2	利用居室等までの経路	当該駐車場から利用居室等までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けられていること
3	標識	車椅子利用者用駐車場があることを表示する標識を設置していること

#### 推奨ピクトグラム



車椅子用駐車場 有 (●台)



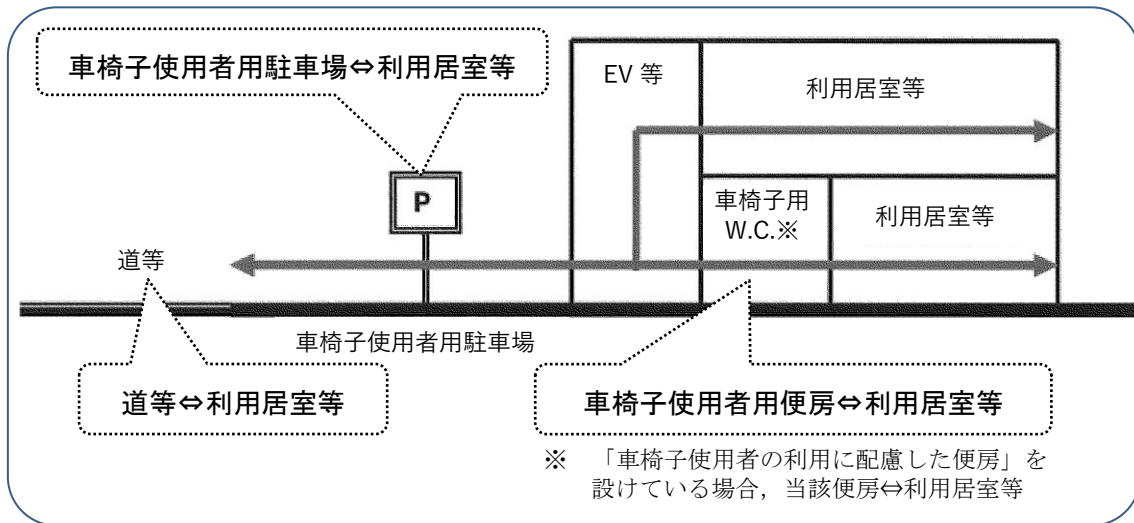
車椅子用駐車場 無

#### 公表に当たっての留意事項

- ・車椅子利用者用駐車場がある場合、駐車台数を記載してください。
- ・車椅子利用者用駐車場から利用居室等までの経路のバリアフリー対応も公表するよう努めてください。(下記(5)参照)
- ・車椅子利用者用駐車場から施設の主たる出入口までの経路を示した配置図を公表することが望ましいです。

## (5) 道等から利用居室等までの経路

「道等から利用居室等までの経路」とは、以下の経路を指します。



### 【公表事項】

経路上にある次の項目①～⑤が公表事項になります。

- ① 床面の段差の有無 **特定バリアフリー情報**
- ② (床面に段差がある場合) スロープ又はエレベーターなど段差解消対応の有無 **特定バリアフリー情報**
- ③ (階移動のための) エレベーターの有無 **特定バリアフリー情報**
- ④ 主要な出入り口の戸の構造及び有効幅
- ⑤ 敷地内通路及び共用廊下の有効幅

### 【公表事項の解説】

#### ① 床面の段差の有無

新築等施設  
**公表義務**

既存施設  
**努力義務**

廊下や敷地内の通路に段差があるかどうか確認し、推奨するピクトグラムを活用して公表してください。

#### 推奨ピクトグラム



平坦



段差有

#### 公表に当たっての留意事項

・京都市においては、高低差が2cmを超えるものを一般に「段差」としています。ただし、2cm以下であっても車椅子での利用に支障があると考えられる高低差がある場合は、段差「有」として公表してください。

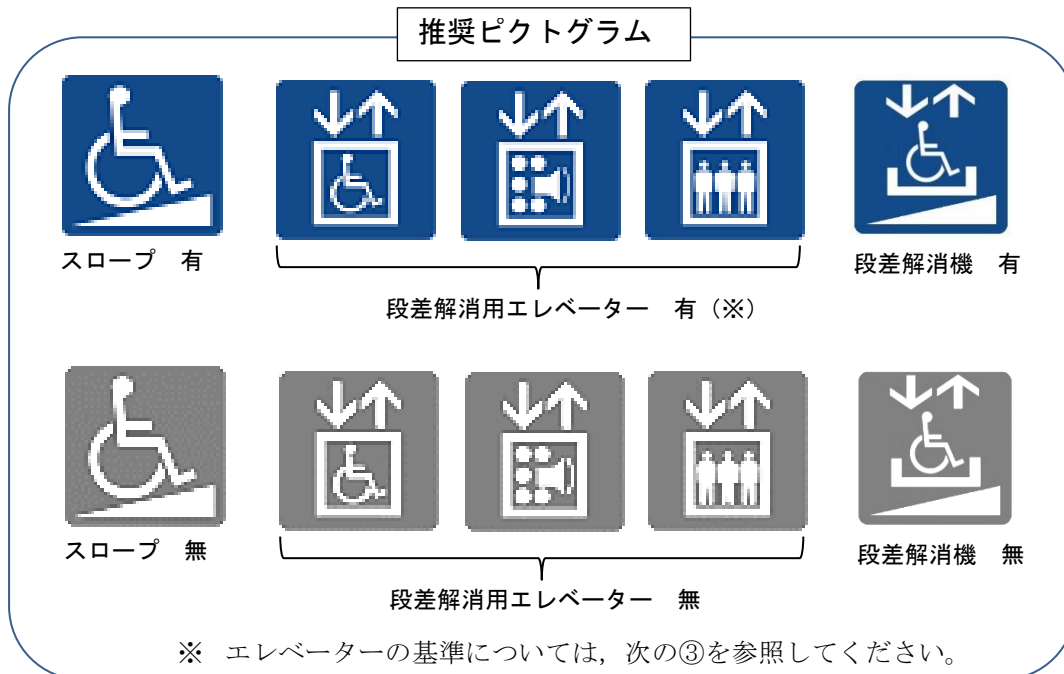


② スロープ又はエレベーターなど段差解消対応の有無（条例別表2 9の項第3号・第8号）

新築等施設  
公表義務

既存施設  
努力義務

上記①の段差がある場合の対応として、スロープ又はエレベーターその他の昇降機の有無を記載してください。



公表に当たっての留意事項

- ・ 段差のある経路と別に段差解消のための措置が取られている経路がある場合、当該経路を明記した配置図を公表することが望ましいです。
- ・ 仮設スロープによる対応など、ソフト面の対応で段差解消の措置を取っている場合もその旨を公表してください。（ソフト面の対応の詳細については p 33～参照）

③ エレベーターの有無

新築等施設  
公表義務

既存施設  
努力義務

エレベーターの有無を確認し、推奨するピクトサインで公表してください。  
また、当該エレベーターが下記の基準に適合する《車椅子対応エレベーター》や《点字・音声付きエレベーター》である場合、その旨も併せて公表してください。

基準	
1	利用居室，車椅子使用者用便房，車椅子使用者用駐車場がある階及び地上階に停止すること
2	出入口の幅は有効80cm以上であること
3	かごの奥行きは内法で135cm以上であること
4	エレベーターがあることを表示する標識を設置していること

5	乗降ロビーに150cm×150cmのスペースがあること
6	かご内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けていること
7	かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けていること
8	乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けていること
9	かご内の左右両側に手すりを設けていること
10	かご及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けていること
11	かご内に鏡を設けていること
12	かご内に車椅子使用者が利用しやすい外部との通話装置を設けていること
13	かご内及び乗降ロビーの車椅子使用者が利用しやすい位置に、戸を開く時間を延長することができる制御装置を設けていること
14	かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか
15	かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けていること
16	かご内及び乗降ロビーに、視覚障害者が利用しやすい通話装置及び制御装置を設けていること
17	乗降ロビーに点状ブロック等を敷設していること
18	(延べ面積2,000㎡以上の建築物の場合) (1) かごの幅は内法140cm以上であること (2) かごは車椅子の転回に支障がない構造とすること

### 推奨ピクトグラム



エレベーター  
有

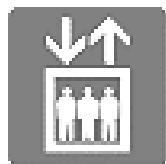


車椅子対応  
エレベーター  
有(※1)



点字・音声付き  
エレベーター  
有(※2)

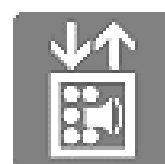
複数のピクトグラムが該当する場合、該当するピクトグラムを全て記載してください(次頁参照)。



エレベーター  
無



車椅子対応  
エレベーター  
無(※1)



点字・音声付き  
エレベーター  
無(※2)

※1 車椅子対応エレベーターとは、上表1～13及び18の基準に適合するものです。

※2 点字・音声付きエレベーターとは、上表14～17の基準に適合するものです。

エレベーターの表示例

例：車椅子対応及び点字・音声付きのエレベーターがある場合の表示



エレベーター  
有



車椅子対応  
エレベーター  
有



点字・音声付き  
エレベーター  
有

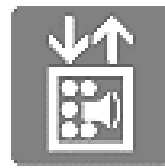
例：車椅子対応エレベーターであるが、点字・音声付きエレベーターでない場合の表示



エレベーター  
有



車椅子対応  
エレベーター  
有



点字・音声付き  
エレベーター  
無

④ 主要な出入口の戸の構造及び有効幅

新築等施設  
努力義務

既存施設  
努力義務

建築物の主要な出入口の戸について、自動ドア、開き戸（手動）、引き戸（手動）など、構造の種別を公表してください。

また、出入口の幅が有効で80cm未満となる場合、車椅子での通行が困難となりますので、戸の構造の種別と併せて、有効に通行できる幅が80cm以上あるかどうかを公表してください。

推奨ピクトグラム



自動ドア  
(有効80cm以上)  
又は  
(有効80cm未満)



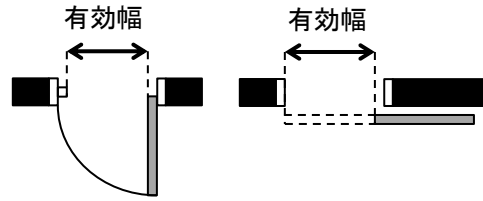
開き戸（手動）  
(有効80cm以上)  
又は  
(有効80cm未満)



引き戸（手動）  
(有効80cm以上)  
又は  
(有効80cm未満)

### 公表に当たっての留意事項

- ・各施設のフロアマップとピクトグラムを組み合わせるなど、どこにどの構造の扉があるか分かりやすく示していただくのが望ましいです。
- ・出入口の有効幅は、右図のように実際に通行することができる幅を確認してください。



### ⑤ 敷地内通路及び共用廊下の有効幅

新築等施設  
努力義務

既存施設  
努力義務

道等から利用居室等までの経路に当たる敷地内通路及び共用廊下の有効幅が120cm以上あるかどうか確認し、公表してください。

なお、有効幅120cmとは、車椅子使用者が通行しやすい寸法（人が横向きになれば車椅子とのすれ違いも可能）です。

### 推奨ピクトグラム



敷地内通路・廊下の幅120cm以上



敷地内通路・廊下の幅120cm未満

### 公表に当たっての留意事項

- ・経路上に戸がある場合、当該戸の部分については、有効幅80cm以上あれば車椅子で通行できるため、戸の部分にまで有効幅120cmを求めるものではありません。

## (6) 案内設備

### 【公表事項】

- ① 案内設備の有無 **特定バリアフリー情報**
- ② 案内所の有無 **特定バリアフリー情報**

### 【公表事項の解説】

#### ① 案内設備の有無

新築等施設  
**公表義務**

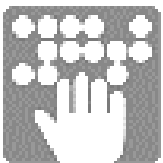
既存施設  
**努力義務**

エレベーター等の昇降機，便所及び駐車場の配置を表示した触知案内板（点字や浮き出し文字による案内マップ）や，モニター付きインターホンなどの案内設備の有無を確認し，推奨するピクトグラムで公表してください。

#### 推奨ピクトグラム



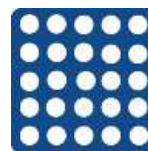
触知案内板 有



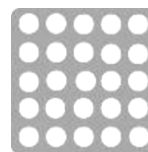
触知案内板 無

#### 公表に当たっての留意事項

・案内設備までの点字誘導又は音声による誘導の有無なども併せて記載することが望ましいです。



点字誘導 有



点字誘導 無



音声誘導 有



音声誘導 無

#### 案内設備の例



点字等による案内板



出入口に設けられたカメラ付き  
インターホン

## ② 案内所の有無

新築等施設  
**公表義務**

既存施設  
**努力義務**

ホテル又は旅館における受付であって、人的な案内ができるものの有無について、推奨するピクトグラムで公表してください。

### 推奨ピクトグラム



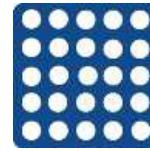
案内所 有



案内所 無

### 公表に当たっての留意事項

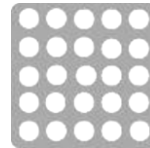
・案内所までの点字誘導又は音声による誘導の有無なども併せて記載することが望ましいです。



点字誘導 有



音声誘導 有



点字誘導 無



音声誘導 無

## (7) 子育て支援施設

### 【公表事項】

授乳及び乳幼児のおむつの取替えをすることができる施設の有無

特定バリアフリー情報

### 【公表事項の解説】

授乳及び乳幼児のおむつの取替えをすることができる施設の有無

新築等施設  
公表義務

既存施設  
努力義務

ベビーケアルーム、ベビーベッド又は授乳室の有無を確認し、推奨するピクトグラムで公表してください。

#### 推奨ピクトグラム



ベビーケアルーム  
有



ベビーベッド  
有



授乳室 有



ベビーケアルーム  
無



ベビーベッド  
無



授乳室 無

#### 公表に当たっての留意事項

・男性の哺乳びんによる授乳やおむつ替えにも配慮し、男女の入室可否を示してください。

## (8) 一般客室

### 【公表事項】

一般客室のうち代表的なものに関するバリアフリー情報

### 【公表事項の解説】

一般客室のうち代表的なものに関する  
バリアフリー情報

新築等施設  
努力義務

既存施設  
努力義務

(3) の車椅子使用者用客室及び京都市バリアフリー客室を除く客室で、代表的な客室に関する以下のバリアフリー情報を記載してください。

- ア 客室数
- イ 代表的な間取りを表示した平面図の公表の有無
- ウ 客室の出入口の有効幅（「80 cm 以上」 又は 「80 cm 未満」）
- エ 客室内の通路の有効幅（「80 cm 以上」 又は 「80 cm 未満」）
- オ 便所、浴室等の出入口の有効幅（「75 cm 以上」 又は 「75 cm 未満」）
- カ 浴室又はシャワー室における手すりの有無
- キ 腰掛便座における手すりの有無
- ク 客室内の段差の有無（水回り除く）（2 cm 以下の段差除く）
- ケ 客室内の浴室等水回りの段差の有無（2 cm 以下の段差除く）
- コ 客室内の段差解消のための措置の有無（仮設スロープ設置など）
- サ ベッド（寝具）の高さ（マットレス上面）※布団は対象外

#### 公表に当たっての留意事項

・代表的な間取りを表示した平面図を公表される場合、当該平面図に寸法や段差の有無を書き入れるなどして上記の情報を公表していただくことが望ましいです。



## (9) 代替措置（条例による認定を受けている場合）

（規則第19条）

### 【公表事項】

- ・特定バリアフリー情報に関連する法や条例の基準に適合させることが困難なことから、条例第14条又は第36条の認定を受けた場合で、当該認定を受けるに当たって講じた代替措置 **特定バリアフリー情報**

### 【公表事項の解説】

代替措置（条例による認定を受けている場合）

（規則第19条）

新築等施設

公表義務

既存施設

努力義務

・新築等施設の中でも、既存の建築物の用途を変更して宿泊施設とした場合等は、既存の段差を取り除けない等、法や条例の基準に適合できないことがあります。このような場合、バリアフリーに関する代替措置を講じていただくことにより、条例による緩和の認定をすることがあります。

・その中でも、車椅子利用者用便房や車椅子利用者用客室などの、特定バリアフリー情報に関連する基準について緩和の認定を受けている場合、当該緩和を受けるに当たって講じられた代替措置もまた特定バリアフリー情報となります。

（例）

既存の構造躯体を取り除くことができないため、車椅子利用者便房に必要な空間を確保することができない。

代替措置として、当該便房に至るまでの経路（廊下）に手すりを設置することで、緩和の認定を受けた。

代替措置として設置した手すりの情報が特定バリアフリー情報となり、公表する義務があります。

#### ■記載例

「共用便所までの経路に手すりを設置しています。」

### 公表に当たっての留意事項

・条例による緩和の認定を受けている部分（法や条例の基準に適合していない部分）についても併せて公表することが望ましいです。